

令和2年度 鹿角市プレミアム付商品券・飲食券発行事業  
取扱加盟店募集要項

かづの商工会

1. 目的

鹿角市より委託を受け発行する鹿角市プレミアム付商品券・飲食券（以下「商品券・飲食券」という）について、かづの商工会（以下「本会」という）と商品券・飲食券取扱事業所（以下「加盟店」という）は、この要項にしたがうものとする。

2. 加盟店

加盟店は鹿角市管内の事業所とし、本会へ別紙「取扱加盟店申込書」により登録申請をした者とする。登録申請に当たっては、商品券取扱店または飲食券取扱店のどちらか一方のみの登録とする。かづの商工会の会員・非会員を問わない。

3. 商品券・飲食券の有効期間

商品券・飲食券の発行・使用・換金期間を次のとおりと定め、期間外の商品券・飲食券については取り扱わないものとする。

- (1) 販売期間は、令和2年 7月28日（火）から令和2年 9月30日（水）とする。
- (2) 使用期間は、令和2年 8月 1日（土）から令和3年 1月31日（日）とする。
- (3) 換金期間は、令和2年 8月11日（火）から令和3年 2月15日（月）とする。

4. 商品券・飲食券の額面と販売方法

商品券・飲食券の額面は1,000円とし、以下の2種類を販売する。

- ・飲食店以外券「買エール商品券」12枚綴りを1セットとして10,000円で販売。
- ・飲食店専用券「食エール飲食券」13枚綴りを1セットとして10,000円で販売。

購入限度は1人当たり「買エール商品券」を10セット、「食エール飲食券」20セットとする。

5. 商品券・飲食券の購入者

- (1) 鹿角市民
- (2) 鹿角市民以外で、市内の事業所に勤務している方

令和2年10月以降、商品券・飲食券の販売状況により購入者を拡大する場合があります。

## 6. 商品券・飲食券の換金場所、手続方法及び換金手数料

商品券・飲食券の換金のかづの商工会で行う。「換金請求書」に必要事項を記入し使用済み商品券・飲食券を添えて提出し、換金は小切手にて支払う。換金手数料は無料とする。

## 7. 商品券・飲食券の取り扱い

商品券・飲食券の取り扱いに際しては、次の事項を遵守する。

- (1) 商品券・飲食券を受け取る際は偽造でないかを確認し（コピーガードで防止）、偽造商品券・飲食券の流通を防ぐ。
- (2) 商品券・飲食券は現金同様に扱う。但し、額面金額に満たない支払の場合には、釣銭の払戻しは行わない。
- (3) 税金、公共料金、たばこ、切手、印紙、各種商品券、電子マネーの購入・チャージ、ギフトカード等の券類、土地・建物・家屋の売買、宿泊代、諸経費支払い等には使用できない。
- (4) 消費者より受け取った商品券・飲食券を再使用することはできない。
- (5) 商品券・飲食券を受け取った事業所は、再使用を防ぐため適正に管理する。
- (6) 商品券・飲食券の盗難、紛失に対しては、本会では一切の補償をしない。
- (7) 換金期限（令和3年2月15日）経過後は一切受け付けない。

## 8. トラブルへの対応

消費者が商品券・飲食券を使用した際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、キズ、その他の問題等トラブルが生じた場合は、事業所は誠意をもって消費者との間で問題解決を図ることとし、本会はその一切の責任を負わない。

## 9. その他

ここに定めるもののほか、鹿角市及びかづの商工会が必要と認めるものは、適宜実施することができる。

附則 この要項は、令和2年6月19日より適用する。